⑶　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）	
㈠　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	
ａ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
ⅰ　要介護１	1,093単位
ⅱ　要介護２	1,157単位
ⅲ　要介護３	1,221単位
ⅳ　要介護４	1,285単位
ⅴ　要介護５	1,349単位
ｂ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	
ⅰ　要介護１	1,093単位
ⅱ　要介護２	1,157単位
ⅲ　要介護３	1,221単位
ⅳ　要介護４	1,285単位
ⅴ　要介護５	1,349単位
㈡　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
ａ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
ⅰ　要介護１	1,038単位
ⅱ　要介護２	1,105単位
ⅲ　要介護３	1,173単位
ⅳ　要介護４	1,240単位
ⅴ　要介護５	1,306単位
ｂ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	
ⅰ　要介護１	1,038単位
ⅱ　要介護２	1,105単位
ⅲ　要介護３	1,173単位
ⅳ　要介護４	1,240単位
ⅴ　要介護５	1,306単位
注１　（略）	
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、⑸、⑺から⑾まで及び⒀から⒂までは算定しない。	
３　（略）	
４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
５～８　（略）	
⑷　（略）	
⑸　退院時指導等加算	
㈠　（略）	
㈡　訪問看護指示加算	300単位
注　（略）	

⑶　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）	
㈠　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	
ａ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
ⅰ　要介護１	1,093単位
ⅱ　要介護２	1,157単位
ⅲ　要介護３	1,221単位
ⅳ　要介護４	1,285単位
ⅴ　要介護５	1,349単位
ｂ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	
ⅰ　要介護１	1,093単位
ⅱ　要介護２	1,157単位
ⅲ　要介護３	1,221単位
ⅳ　要介護４	1,285単位
ⅴ　要介護５	1,349単位
㈡　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
ａ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
ⅰ　要介護１	1,038単位
ⅱ　要介護２	1,105単位
ⅲ　要介護３	1,173単位
ⅳ　要介護４	1,240単位
ⅴ　要介護５	1,306単位
ｂ　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	
ⅰ　要介護１	1,038単位
ⅱ　要介護２	1,105単位
ⅲ　要介護３	1,173単位
ⅳ　要介護４	1,240単位
ⅴ　要介護５	1,306単位
注１　（略）	
（新設）	
２　（略）	
３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、１日につき５単位を所定単位数から減算する。	
４～７　（略）	
⑷　（略）	
⑸　退院時指導等加算	
㈠　（略）	
㈡　老人訪問看護指示加算	300単位
注　（略）	